

令和2年12月24日

いわゆる「幼児教育類似施設」に係る新たな国の支援事業  
について（意見）

国においては、幼児教育・保育の無償化の対象外となっている幼児教育類似施設について、「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」（PDCA協議会）の下で検討を進めてきたところであるが、令和3年度において、法令に位置付けられた無償化ではなく、現行の地域子ども・子育て支援事業の一事業として、新たな支援事業を実施するとしている。

幼児教育類似施設に係る無償化については、本会として要請したのではなく、PDCA協議会の幹事会においては、①令和3年度以降の支援制度の創設を前提とすることなく、無償化の対象とする必要性の有無について、丁寧に検討する必要があること、②無償化の対象範囲に関するこれまでの協議や現行制度との整合性等を踏まえ、実務上の課題も確認しながら、検討を進めること、③仮に、無償化の対象とする場合は、認可外保育施設と同様に、法令に位置付けるべきであること、④国として継続的に予算を確保する仕組みを構築する必要があること等を主張してきた。また、全市区悉皆調査を実施し、都市自治体の実情や真意等についても説明してきた。

一方、現に単独で支援を実施している都市自治体もあることから、早急に支援策を講じる必要があるとも思料する。

国においては、これまでの本会の意見等を十分踏まえるとともに、制度化する以上は、継続して予算確保を図るとともに、費用負担割合については、引き続き検討すべきである。

全 国 市 長 会